

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第3500号

大阪市中央区島之内一丁目14番14号東信ビル
債務者 株式会社全東信
代表者代表取締役 高山 萬保

- 1 決定年月日時 令和8年7月6日午後零時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 印藤 弘二
- 4 破産法31条5項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続終結

令和7年（フ）第633号

千葉県松戸市栄町3丁目156番地の12 コーポ海老沢201号
破産者 熊谷 葵

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第31号

千葉県柏市永楽台2丁目9番25―211号、前住所千葉県柏市ひばりが丘9番18―2号
破産者 木村 直樹

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第87号

千葉県松戸市中根長津町67番地 東豊マンション303号
破産者 喜如嘉辰夫

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第71号

栃木県大田原市富士見1丁目3837番地60
破産者 渡辺 浩人

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和6年（フ）第8703号

東京都中央区京橋2丁目7番8号 FPG links KYOBASHI
破産者 株式会社 INVICTUS

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第253号

愛媛県松山市恵原町甲830番地4
破産者 株式会社西日本通信

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

松山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第199号

三重県三重郡川越町大字豊田792番地10、前住所三重県鈴鹿市上田町1358番地の2
破産者 中尾 康敬

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和7年（フ）第824号

福岡県遠賀郡岡垣町野間2丁目1番14号 アムール優真A号室
破産者 松原 佑輔

- 1 決定年月日 令和8年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第80号

北海道滝川市泉町236番地 自衛隊
破産者 水田 翔梧

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和7年（フ）第217号

山形県村山市大字大久保乙18番地
破産者 篠沢 功一

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所民事部

令和7年（フ）第3175号

名古屋市名東区梅森坂4丁目101番地 市営梅森荘4棟510号、従前の住所名古屋市瑞穂区彌富町字紅葉園39番地の2 ユーフォリア紅葉園202号
破産者 川西 康弘

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第1096号

堺市北区大豆塚町2丁61番地 ボナールシャルト103号
破産者 上石田 仁

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第1125号

大阪府松原市阿保7丁目13番21―103号、前住所大阪府松原市別所3丁目6番12号
破産者 森元 嘉浩

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第325号

愛知県新城市川路字夜燈29番地175
破産者 長坂安由子

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年（フ）第40号

滋賀県草津市西大路町10番20―604号 ジェイグランフレシア草津西大路
破産者 山川 祐輔

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

令和7年（フ）第398号

岡山県笠岡市生江浜957番地2 サニーヒロ101号、転居前の住所岡山県井原市美星町西水砂178番地75
破産者 川上 時正

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係